洋上風力発電の運転までの流れ

【資料 5】

①【県】新潟県洋上風力発電導入研究会
・村上市・胎内市沖地域部会（今後は必要に応じて開催を検討）
・国へ促進区域の指定について要望（令和3年3月まで）

↓

②【国】有望な区域の選定（令和3年9月13日）

↓

③【国・県】協議会の設置・開催（第1回：令和4年1月19日、第2回：令和4年3月24日、第3回：令和4年6月20日）
・促進区域の指定に当たっての利害関係者との調整、公募に当たっての留意点等について協議
→促進区域の位置・規模、工事時期・手法、地域振興や漁業影響調査の在り方等

【想定される地域振興や漁業協調の事例】
地域振興：洋上風車の観光資源としての活用、環境教育・広報、地域経済活性化　等
漁業協調：漁場形成策、漁船保険・燃油等の漁業者支援、サケに関する児童・生徒への社会教育や観光資源活用への支援　等

【想定される漁業影響調査の事例】
〇事業想定区域内に漁礁に集まる魚食魚の胃内容物調査（構造物に集まる大型魚によるサケ等の稚魚の捕食の影響を調査）
〇バイオロギング手法等を活用したサケの移動経路のモニタリング
〇風車周辺での魚類蝟集状況のモニタリング

（協議会のメンバー）
経済産業省（資源エネルギー庁）、国土交通省（港湾局）、県、農林水産省（水産庁）、関係市町村、漁業関係者（海面・内水面）、鉱業権者、船舶運航事業者、有識者（学識経験者等）

↓

④【国】促進区域の指定（令和4年9月30日）

↓

⑤【国】公募占用指針の策定、**事業者公募開始（令和4年12月28日）**
・協議会で協議が整った事項については公募占用指針に記載

↓

⑥【事業者】公募占用計画提出　**公募締切（令和5年6月30日）**

↓

⑦【国】事業者の選定**（令和5年12月13日）**
・漁業協調策も含めた地域との調整等への波及効果を評価項目の一つとする。
・その評価に当たっては、都道府県知事からの意見を聴取・尊重

↓

⑧【国】事業計画の認定、占用許可（最大30年間）
・選定事業者は協議会構成員になる。
・占用許可は選定事業者が関係漁業者（協議会構成員）の了解を得ることが条件

↓

村上胎内洋上風力発電株式会社に決定

⑨【事業者】環境アセスメントの実施（※）や事業計画の詳細検討
※公募選定前に実施可能であり、今回の選定された事業者は既に一部を実施

現時点

↓

⑩【事業者】工事に向けた詳細設計（実施設計）、建設工事の実施

工事の開始は今春以降。

↓

⑪運転開始**（令和11年6月予定）**

1年程度

1年程度

2～3年

4～5年

環境アセスメントを事業者選定前に実施するなどした場合には早ければ協議会設置から5～6年、それ以外の場合でも概ね10年後には運転開始に至る見込み